

(表 面)

<p>写 真 ち よ う 付 面</p>	<p>第 号</p> <p>(職)氏 年 名 月 日生</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県、市又は特別区) 印</p>
--	---

(A列6番)

第十五条 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)
都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、

動向及び原因を明らかにするため、必要な調査を実施し、当該職員に類
感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新
フルエンザ等感染症の患者、疑似症、患者若しくは動物若しくは新
症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若し
死体の所有者若しくは管理者その他関係者に質問させ、又は必要な調
急の必要があるときは、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止
2 感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新感染症の患者、疑似症、
急の必要があるときは、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止す
疑い症、患者若しくは無症動物若しくは新感染症の患者、疑似症、
その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
3 都道府県知事は、必要があるときは、第一項の規定による必要な調
査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若
感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に若
きことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権
者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定める検体を提出し、若し
くは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に若しくは若し
とを求めさせることができる。

4 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。
5 (略)

6 第三項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者
7 第二項又は第三項の規定による必要な調査を求められた者
8 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新
「特定患者等」といふが第一項又は第二項の規定による当該職員の質問
生を予防し、又はそのまん延を防止する必要があるときは、その
特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査(第二項第六項において準用さ
る場合、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合(同
条第二項の政令により、同条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合(同
条第五十三條第一項の規定に基づく政令)によって適用される場合(同条第二
項の政令により、同条第一項の規定に基づく政令)によって適用される場合(同条第二
9 前項の規定による求めを除く。)に必ずべきことを命ずることができる。
10 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をすることにより、
延を防止するため必要な最小限度のものだけ行なうことにより、又はそのまん
11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合には、この限りでない。
12 厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、前項の理由その他の
13 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
14 (略)

15 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特
に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感
染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又
は検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」といふ。)の職員の派遣その
他の必要な協力を求めることができる。
16 第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
17 第十二項の証明書に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(注意)
一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働
大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。
二 当該職員でなくなつたときは、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別
区長)に返還すること。